

別紙（陳情第 115 号）

## 北九州市自転車の放置の防止に関する条例の改正素案

『北九州市自転車の放置の防止に関する条例』の改正提案を以下のとおり行います。

1、第 2 条（定義）について、以下の内容を加える。

（A）（6）を新設し、次の内容を加える。

防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（通称 自転車法）第 12 条第 3 項にて定められた制度をいう。

（B）（7）を新設し、次の内容を加える。

違法駐車 上記、道路交通法の『第九節 停車及び駐車』（第 44 条から第 50 条）において定められた「駐車を禁止する場所」をいう。

（C）（8）を新設し、次の内容を加える。

職員 市職員、もしくは、市長によって特に業務に適していると任命された者をいう。

2、第 10 条および第 11 条（放置自転車に対する措置）について、以下のとおり全面改正する。

（A）第 10 条および第 11 条を、それぞれ、第 10 条の 1、第 10 条の 2、に改定する。

（B）第 11 条は、以下のとおり、一連の放置自転車への対応に関して、管理台帳の整備や、警察への応援要請等を特に定めるものとする。特に具体的案として以下のとおりとする。

（1）市長は、前条（第 10 条の 1 および第 10 条の 2）に基づき、放置自転車について、規則の定めるところにより、当該自転車を自転車駐輪場その他適切な場所に移動するように指導し、もしくは、命令、もしくは移動する場合、利用者等が現場に不在の場合は、規則の定めるところにより、放置現場の具体的な住所、防犯登録の有無およびその登録番号、色、形状、を、現状の写真とともに台帳に記録しなければならない。なお、防犯登録がない場合は、それに代わり、自転車の車体（製造）番号を記録することができる。

（2）前項（1）の記録について、市長は、規則の定めるところにより、警察に盗難の有無（いわゆる「どろぼうの品物」であるかどうか）の確認や利用者等への斡旋などのために、情報提供をすることができる。

特に、放置自転車で、横断歩道付近など交通の妨げとなる違法駐車の高い場所に置かれている場合は、それを警察に特記事項として伝達することができる。

なお、警察が、市が把握している放置自転車に対して何らかの処分をすると伝達した場合は、その状況を台帳に記録に残して適時保管、対応するものとする。

3、第14条（費用の徴収）第2項について、後半に、次の内容を加える。

（A）なお、防犯登録が確認できない自転車の場合は、1台につき、3,000円とする。（防犯登録があるが、はがされたり削られている場合は除き、防犯登録上の所有者や住所があきらかに不適切なものを含む。）